

維持保全報告についての問い合わせ事例

Q1	【QA】N0.2	認定計画実施者とは誰ですか？	A1	長期優良住宅の認定を取得された方（個人または法人の代表者など維持保全の権限を有する方）です。
Q2	【QA】N0.18	認定計画実施者が亡くなり、物件を相続しましたが、どのような手続きを取ればいいですか？	A2	認定を継続される場合、地位を承継する「承認申請」の手続きが必要となります。申請の手続きについては、長期優良住宅担当窓口までお問い合わせください。
Q3	【QA】N0.20	業者へ委託して点検しなければいけませんか？	A3	長期優良住宅の認定を取得された方ご自身で目視確認など、わかる範囲で点検して頂き、報告が可能であれば委託する必要はありませんが、目視確認などにより雨漏りなどの修繕が必要な場合は、住宅を適正に維持管理する必要がある為、専門業者への修理依頼などをお願いします。
Q4	【QA】N0.22	点検をお願いしていた業者が倒産してしまったのですが、どうすればよいですか？また、どこか紹介してもらうことはできませんか？	A4	市から特定の業者を紹介することはできません。知り合いの建築業者へ頼まれるか、A3の回答のとおり、長期優良住宅の認定を取得された方ご自身で目視確認など、わかる範囲で点検を行い、報告してください。
Q5	【QA】N0.11,23	維持保全の記録をしっかりと文書で保存していませんが、点検した時期が分かっていたら問題ないですか？	A5	原則、文書で保存しなければなりません。点検時期や修繕した場合などにはその記録の保存をお願いします。
Q6		点検した記録は、報告書と一緒に郵送した方がいいですか？	A6	同封して頂く必要はありません。報告書（8号様式の表面・裏面）のみを返送して頂き、記録は大切に保存してください。
Q7	【QA】N0.4	業者へ点検依頼を行うので、維持保全報告の期限に間に合いそうにありませんが、遅れてもいいですか？	A7	遅れても仕方がない場合もありますが、点検が終わりましたら速やかに必ず報告をお願い致します。
Q8		維持保全報告は、義務ですか？	A8	長期優良住宅の認定を取得された方は、30年維持保全をし、必要に応じて報告して頂くことが法律上義務付けされています。

【QA】N0.○と記載されているものについては、QAにも類似内容があります。